

## 2022年6月定例会(6月29日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○松谷 清君 それでは、通告に従いまして、3点質問させていただきます。

田辺市長は、4月26日、県の専門家会議でJR東海が示した山梨県側に流出する大井川の水、全量戻しのA案、B案、特に今回新たに示されましたB案——工事の一定期間、東京電力が発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策、言い換えれば、田代ダム水利権の目的外又貸し案に、6月7日、定例記者会見で議論進展のきっかけになると述べております。私は、非常に疑問を持っております。

そこで、市長が評価するB案について伺うわけですが、旧川根3町における水返せ運動等の末、東京電力の田代川第二発電所の水利権における河川流量維持等について合意に至った、軽々しく扱うことのできない歴史があるわけでありまして、市長はどのように認識しているのか。

2つ目に、JR東海が示した田代ダムB案は、お手元の資料、6月5日の静岡新聞に、湯水期に河川維持流量、毎秒0.43トンと、凍結防止のための毎秒1.62トン、合わせて2.05トン、これを下回る年があるわけでありまして、実現に課題が多い旨の記事がありますけれども、この取水抑制案について市長はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

一方で、6月8日、第14回国交省有識者会議において、生態系に関する議論が始まりました。市の受け止め方はどのようなものか。また、トンネル湧水について、静岡市はこれまで全量を減水地付近に戻すことを求めてきましたが、生態系に関する議論にどのように対応するつもりか、まず伺いたいと思います。

次に、項目としては3つ目になるんですが、個人情報保護の現状と改正個人情報保護法の対応についてお伺いいたします。

情報化、デジタル化の進展により、個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、2021年5月、民間、行政機関、独立行政法人の3つに分かれていた個人情報保護法を統合し、来年5月までに自治体の個人情報保護条例も共通のルールに改めることを法制化しました。これにより、自治体の条例制定権の不当な制限、個人情報保護制度が後退することが懸念されております。

国会審議においては、自治体の条例改正については、地方自治の本旨に基づいて自治体を尊重することとする附帯決議がつけられました。

静岡市総務局は、総務省から4月28日付ガイドライン通知を受け、6月6日、情報公開・個人情報保護審議会に法改正の説明をしております。今後、条例改正案を諮問することになります。

そこで、市の基本姿勢についてお伺いいたします。

4月28日付ガイドラインは、地方分権一括法により、中央政府と地方政府は対等、つまり通達でなく通知、技術指針の性格を持つ。一方で、ガイドラインにおいて、しなければならない、してはならない、許容されないとする項目があり、従わない場合、法律違反の可能性があるとして書かれているわけでありまして。

個人情報保護法の改正に伴う本市の条例の整備について、どのような姿勢で臨むのか。また、どのような条例等の整備を進めていくのか、伺いたいと思います。

85○市長(田辺信宏君) 私から大項目、市長の政治姿勢について、南アルプスとリニア中央新幹線についてのうち、国有識者会議において生態系に関する議論が開始されたが、市の受け止めはどうかと、トンネル湧水について生態系に関する議論にどのように対応するつもりかとの2つの御質問に一括してお答えいたします。

議員御指摘のとおり、生態系をいかにするかという環境保全と経済発展の両立、これは古くて新しいSDGs時代を生きる私たちに突きつけられている大きな課題だと認識しています。

かつて我が国は、経済成長を重視するあまり、様々な環境問題を引き起こしてきました。しかし一方、先人たち

は、その都度、新しい技術を開発し、それに伴う設備投資をし、環境問題の克服と同時に経済発展を成し遂げ、世界的にも技術立国としての地位を築いてまいりました。

この環境と経済の好循環をつくり上げたという事実は、私たち日本人の脳裏に深く刻まれ、誇りとなって引き継がれており、リニア中央新幹線の行く末を考えると、欠くことのできない観点ともなっております。

リニア中央新幹線建設工事によって、南アルプスの豊かな自然環境が損なわれてはならないということは、言うに及びません。一方、東京から名古屋、さらには大阪に至る世界に類を見ない大都市回廊、いわゆるスーパー・メガリジョンの形成など、このメリットは広く国民にもたらされるべきであります。

そして、静岡市長である私は、静岡市街地からのアクセス向上による南アルプス地域の振興に加えて、東海道新幹線のダイヤがのぞみからひかり、こだま中心に移行した際の市民の利便性、静岡市の拠点性の向上など、今後の静岡市の発展、可能性までも視野に入れ、この課題と向き合っております。

そのようなことから、静岡市はこれまで環境影響評価手続の中で、環境保全に向けた様々な意見を示し、さらにこの事業が自然環境の保全の下、地域振興に資するものとなるよう、JR東海と継続して協議を行っております。

そのような過程を経て、今年度、国の会議において、自然環境や生態系などの有識者による環境保全に関する議論が始まっております。

この会議には、静岡市もオブザーバーとして参加しております。また、委員の一人として、有識者として、静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会の会長であり、また県が設置した会議の委員でもあります静岡大学の増澤武弘客員教授が参加しております。静岡市の立場、そして南アルプスの自然環境や現状等を熟知する増澤先生がこの議論に参加されるということは、大変心強いものであります。

私は、この会議の中で、様々な英知が結集され、南アルプスの環境保全に向けた十分な議論がなされることを期待するとともに、この会議における南アルプスの自然や生態系の保存に関する議論をさらに進め、自然と調和した持続可能な地域発展について考える糸口になればと期待しております。

このような姿勢で国の会議と向き合い、環境と経済の両立モデル、あるいは自然と人間社会の共生というユネスコエコパークの理念も踏まえ、井川地区を含む南アルプス地域にも、これを実現していくことを目指しております。

以下は局長から答弁させます。

86〇企画局長(松浦高之君) リニア中央新幹線の御質問の田代ダムに係る2つの御質問にお答えいたします。

まず、大井川の河川維持流量等について合意に至った歴史についてですが、昭和の時代、田代ダムをはじめ大井川に数々のダムや堰堤が建設される中、大井川の水枯れの深刻化が旧川根3町における水返せ運動につながったものと認識しております。

全国的にも河川の役割として、水辺空間や自然環境がより重要視されるとともに、社会経済、生活様式の高度化に伴い、濁水による社会的影響が著しくなるなど、こうしたことを背景に、平成9年、河川法が改正され、河川環境の整備と保全が法の目的に加えられました。

このような社会的な流れの中、平成15年、田代川第二発電所の水利権の期間更新を前に、田代ダムからの適切な河川放流量の確保について調整を図ることを目的として、流域自治体、発電事業者及び河川管理者等により構成する大井川水利流量調整協議会が設立されました。

今日の田代川第二発電所の水利権における河川維持流量等については、本協議会における協議の末、合意に至ったものであると認識しております。

次に、JR東海が示した田代ダムにおける取水抑制案についてですが、現時点において具体的な還元量や期間など、その詳細が示されていないことから、本市としましては、今後の議論の推移を注視してまいります。

87〇総務局長(渡辺裕一君) 個人情報保護法改正に伴う本市の条例等の整備に向けた姿勢についてですが、今回の個人情報保護法改正の趣旨は、これまで国等や民間、自治体ごと個別に定められていた個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを定めることにあります。

しかし、保有個人情報の開示に係る手続等には、法において条例に委ねられている事項もあるので、市では必要な条例等の整備を行うこととなります。

条例等の整備を進めるに当たっては、本市の個人情報の保護に関する重要事項を所掌する静岡市情報公開・個人情報保護審議会において、専門的な視点で条例案を検討していただくほか、市民の皆さんの御意見を伺うことも予定しております。

改正法の施行が予定されている令和5年4月1日までに条例等の整備を行う必要があるため、令和5年2月議会へ議案を上程する予定であります。

〔松谷 清君登壇〕

88〇松谷 清君 大変驚きまして、市長が答弁するとはということでございまして、二元代表制を改めて再認識していただいたと理解しておきたいと思えます。

市長は、この生態系の問題については、静岡市は極めて大きな役割を果たしているわけでありまして、そこで成長拡大から持続可能な——から拡大というふうに出てきたのを、今回は2つの間を調和するという。信念が変わったのかなど。その意味におきまして、今後どういう形で、持続可能な自然を基にした静岡、南アルプスを守っていくのか、この後の質問で確認していきたいと思えます。

まず、B案について、歴史も含めて答弁いただいたわけでありまして。

6月議会で染谷島田市長は、300万トン、500万トンの範囲なら評価すると。杉本牧之原市長は、維持流量の観点で疑問があると述べているわけでありまして。

大井川水利流量調整協議会の委員でもある静岡市は、慎重さ、そして歴史の流れを十分に認識しておく必要があります。

JR東海は、山梨県側に流出する水量をJRモデルと静岡市モデルを活用して、透水係数を10のマイナス6乗、10のマイナス5乗で、300万トン、500万トンと推測しております。超高压突発湧水を有する破碎帯の透水係数の設定によっては、さらに多量の湧水が発生する可能性があります。

山梨県側に流出する湧水量が予測値以上のものとなる可能性があることについて、市の認識はどのようなものか伺っておきたいと思えます。

2点目に、静岡市は、南アルプスの環境保全是、椹島下流域にトンネル湧水が戻されるだけでは問題は解決しない、全量を返すことだけでは解決しないことを強調してきました。

2021年12月の大井川水資源問題に関する中間報告書で、溶存イオン濃度やトリチウム等による解析で、上流域の地下水は、60年以上前の被圧地下水で構成されていることを明らかにしたわけでありまして。つまり、破碎帯で保たれた水が大井川の上流域の水を構成しているということを科学的分析によって明らかにしたわけでありまして。

しかし、国の有識者会議における、この調査の中で、大井川の地下水等による中下流域の水資源について整理、つまり中下流域は上流域に影響がないよという、それが正しいかどうかは別にして、そういう報告になっているわけがありますけれども、市として、この上流域の問題、水の構成、循環も含めまして、さらなる調査を行う考えがあるのか、伺っておきたいと思えます。

次に、川勝知事は6月6日、国交省に対して、巨摩山地の高圧湧水の発生のおそれを受け、山梨県側ルートの変更が行われたことを踏まえ、2011年の段階からですね、静岡県側にも、地形、地質に問題があるのに、大井川流

域ルートを回避しなかったことについて、計画決定過程の公表を求めました。

実は、静岡市は、JR東海に2011年の段階で知事と同様の説明を求めています。しかし、回答は、施工可能、今後、さらに検討するという極めて曖昧な答えでありました。

4月26日、県の専門家会議に山梨県巨摩山地よりさらに厳しい破碎帯を示す地質図が示されたことを踏まえると、生態系の観点からも、県知事の対応は適切であります。南アルプスルートを変更することについて、市はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

次に、市長の政治姿勢の2つ目の問題であります。

5月27日、定例記者会見で、温暖化対策実行計画の2030年、二酸化炭素排出削減目標として50%以上という高い数値を示したことについてであります。

昨日、公明党会派代表質問、山本議員の質問に、50%以上ということを確認に公式の場で説明したわけでありませぬ。

そこで、具体的なことについて伺います。5点あります。

静岡市が策定中の第3次静岡市地球温暖化対策実行計画において、部門別の削減目標はどのように設定するのか。

2つ目に、今日の石油高騰、物価高を考えると、エネルギーの輸入構造の転換、グローバル経済から循環型経済への転換が必要であります。部門別削減目標に大きな役割も果たす再生可能エネルギーの導入目標はどのように設定するのか、伺います。

3つ目に、脱炭素先行地域における削減効果をどのように見込んでいるのか。

4つ目に、世界的に半導体が不足し、木材の価格も高騰しておりますけれども、ZEH、つまり建築物の断熱の問題でありますけれども、ZEHの助成制度の申請状況はどうなのか。

5点目に、東京のような新築住宅における太陽光発電設備の設置義務化を検討する考えはないか、伺いたいと思います。

次に、個人情報の問題であります。

総務局長から、条例に委ねられている部分もあると、答弁がありました。ここが問題なんですね。これまでの条例制定権の権限と国がここで国に従えと言っている部分は、どこで折り合うのかという問題になるわけでありませぬけれども、市の条例改正の基本姿勢によっては、個人情報の匿名加工情報としての活用という流れの中で、自己情報コントロール権、国による個人情報の一元管理につながるなど、現行の個人情報保護条例は大きく変わります。現行の個人情報保護条例は、個人情報の本人以外収集、目的外利用・提供の制限を明確にうたっています。また、オンライン結合の禁止も書かれております。

例外として、実施機関が個人情報保護審議会に意見を聞いた上で、公益上の必要があると認められたときは、目的外利用、オンラインで様々なことはできるということである。つまり自治体が判断できるという観点に今、条例はあるわけでありませぬ。

そこで、3点伺います。

個人情報の利活用について、現行制度における個人情報保護審議会の目的外利用の審議案件はどのようなものがあるか。

2つ目に、デジタル庁の個人情報保護委員会事務局からの、先行自治体における論点整理、お手元の資料であります。そこには9つの自治体の資料が出ていますけれども、一番最初の箕面市のところを見ていただきますと、生活困窮世帯を特定した上で、その子供に限って、学力、体力や非認知能力に関する情報を目的外利用しており、これは1つの事例ですよね。今それはやられていないわけです。貧しい貧困の家庭における子供たちの成績と、そしてその家庭の情報をマッチングして政策をつくっていくということになる、これが増えていくわけでありませぬ。

こうした公共政策ですね、この在り方にも大きく関わるわけでありますけれども、法改正移行後における個人情報の利用について、どのように判断し、どのように配慮していくのか、伺いたいと思います。

3つ目に、法改正により行政機関等匿名加工情報制度が開始されますけれども、その点に関し、条例の整備はどのように行っていくのか伺って、2回目の質問を終わります。

89〇環境局長(田嶋 太君) リニア中央新幹線に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず、山梨県側に流出するトンネル湧水量の想定に関する市の認識についてですが、JR東海が行ったトンネル湧水量の解析結果等に対しては、国土交通省が設置した有識者会議の中でも、不確実性を伴うものであると指摘されています。その前提のもと、JR東海においては、同会議からの指導、助言も踏まえ、トンネル湧水の低減などに向け、施工時におけるモニタリングや、湧水低減措置などの具体策についてさらなる検討が行われるものと考えております。

次に、市として大井川の水循環についてさらなる調査を行う考えはないかとの御質問ですが、国土交通省有識者会議での科学的、工学的な議論の中で、JR東海により地下水等の成分分析をはじめとした様々な調査などが行われたところです。それらの調査結果などを基に、中間報告書において、トンネル湧水量の全量を大井川に戻すことで、中下流域の河川流量は維持されることなどが整理されました。

今後、国の有識者会議において、生態系等についての議論が始まることから、市としてさらなる調査を実施する考えはございません。

90〇企画局長(松浦高之君) リニア中央新幹線の南アルプスルートを変更することについてどう考えるかについてですが、静岡工区における工事をめぐっては、現在、国土交通省の有識者会議等における議論が継続しているところでありますので、本市としましては、ルート変更を想定しておりません。

91〇環境局長(田嶋 太君) 温暖化対策実行計画及び脱炭素先行地域についての5点の質問にお答えします。

初めに、第3次静岡市地球温暖化対策実行計画における部門別の削減目標についてですが、本市は計画の策定に当たり、国の削減目標である2030年度に46%を上回る50%以上という目標を掲げていくことを目指しています。この目標の達成に向け、産業部門や運輸部門など各部門別に、まず、温室効果ガス排出量の現状分析を行った上で、将来にわたる温室効果ガスの排出量を推計します。その結果を踏まえ、各部門において削減効果に基づいた施策を検討し、部門ごとの目標を設定してまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入目標についてですが、目標の設定に当たっては、まず市内における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに関する調査、分析を行います。その結果を踏まえ、ポテンシャルを最大限活用すべく、次世代太陽電池などの技術革新や民間企業の動向、国の施策等を総合的に勘案し、太陽光や小水力などの種別ごとに目標を設定してまいります。

次に、脱炭素先行地域における削減効果についてですが、本市の脱炭素先行地域においては、選定された3つのエリア全体で、2030年度までに年間約7,000トンの二酸化炭素を削減すると見込んでおり、これは一般家庭約2,400軒分の排出量に相当するものとなっております。

また、脱炭素先行地域において整備事業者が実施する取組の拡充に合わせ、年間7,000トンと見込んでいる削減量も増加していくものと考えております。

次に、エネルギー消費量が正味ゼロとなる住宅、いわゆるZEHへの助成制度の申請状況についてですが、令和4年6月24日時点で10件と、昨年度の同時期と申請件数に差はなく、現在のところ顕著な影響は見られません。

一方で、市内の工務店などから世界的な木材や鉄鋼などの原材料不足を受け、住宅価格の高騰や工期の遅れ

が発生する可能性があるという話も聞いておりますので、今後の影響を注視してまいります。

最後に、新築住宅における太陽光発電設備の設置義務化についてですが、本市では、太陽光発電の拡大について、まずは建築物の所有者が自己負担なしに太陽光発電設備を設置できるPPAモデルを活用した取組から進めることとしています。そのため、現時点では太陽光発電設備の設置を義務化する予定はございません。

92〇総務局長(渡辺裕一君) 個人情報の利活用に関する3つの質問についてお答えいたします。

初めに、現行制度下における本市の情報公開・個人情報保護審議会への目的外利用の審議案件についてですが、平成29年度から令和3年度までに5件あり、いずれの案件も公益上必要があるとの意見を受けております。

内容ですが、子ども医療費助成や幼児教育の無償化の業務で住民基本台帳情報を、未就園児等の安全確認業務で福祉ータルシステム情報を、プレミアム付商品券に係る業務で他の市区町村に措置されている児童に関する情報を、新型コロナウイルス感染症に関する業務で包括的に市が保有する個人情報を利用したものです。

次に、改正法移行後における目的外利用をどのように判断し、どのような配慮をしていくのかについてですが、改正法移行後に目的外利用が可能となるのは、全国共通ルールの下、改正法に規定される場合に限られるため、市が判断できるのは、その規定に該当するか否かに限定されます。

判断に当たっては、国の個人情報保護委員会から示されているガイドライン等を参考にするほか、必要に応じて同委員会から意見を聴取するなどして、全国共通ルールにおけるの安定性や公平性を確保してまいります。

利用についての配慮としましては、これまでと同様に、個人情報を閲覧できる職員の制限や業務終了時のデータの削除など、安全管理を徹底してまいります。

最後に、行政機関等匿名加工情報制度に関する条例等の整備についてですが、この制度は、市が保有する個人情報の一覧データから個人を識別できる情報を削除し、事業者等からの提案に基づいて、当該提案者に提供するものであり、提供を受けた事業者等は、そのデータを分析し、事業活動などに活用していくことが想定されております。

この制度についても、全国的な共通ルール化という改正法の趣旨にのっとり、条例等の整備を進める中で必要な検討を行ってまいります。

〔松谷 清君登壇〕

93〇

松谷 清君 ただいま答弁をいただいたわけでありませうけれども、リニア中央新幹線のこの問題でさらなる調査はしないということ、ルート変更については考えないと言っているわけでありませうけれども、南アルプスの生態系、水がなくなった時点に戻せと主張してきた、その戻せと、この関係をどうやって静岡市の市長は判断してやっていくかという問題がこれから問われてくるわけでありませう。

その意味におきまして、静岡市はこれまで環境影響調査とか水収集の調査とか、ほかの自治体に比べたら非常にレベルの高い社会貢献できるものを行ってきた、その市が、最初からこの問題、新たな段階に到達しているこの問題について、最初からシャットアウトするような姿勢を私は変えたほうがいいと思います。

それで、静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会が、増澤先生がそのメンバーでもあるわけですが、早急に協議会を開催する必要があると、現段階をどう認識するかという点で必要だということについてどう考えるか、伺っておきたいと思っております。

次に、温暖化の問題ですが、今の答弁だけでは、2030年までに50%以上削減することの確実性は担保されていないと受け止めざるを得ませう。

そこで、2点お伺いいたします。

脱炭素先行地域計画においてグリーン水素を位置づけておりますけれども、燃料電池と電気自動車はどのような方針で普及を進めていくのか。

2つ目に、燃料電池車や電気自動車の温室効果ガスの削減効果を運輸部門の削減目標にどう反映させていくのか、伺っておきたいと思います。

次に、個人情報の問題ですけれども、総務局長から答弁をいただいたわけですが、今の答弁の中で、結局、国の共通ルールに従うしかないのかどうか、そこが非常に大きな問題だし、匿名加工情報の使い方……

94○議長(望月俊明君) あと1分です。

95○松谷 清君(続) 民間にこれから個人情報をどんどん出していき、そういう状況に入るんですね。

そこで質問ですけれども、改正個人情報保護法の対応については、様々な論点があります。その1つが、この個人情報審議会の役割をどうするかであります。地方自治の本旨に基づき従前どおりに条例制定を行うか、個人情報審議会の役割を定めた法律第129条を柔軟に解釈し、法の横出し、上乘せする条例制定権を行使するか否かの判断が問われます。

改正法移行後の個人情報の目的外利用等の可否判断について、審議会の役割がどうなのかお伺いして終わるわけですけれども、最後に、議会は独立しています。この法の下に傘下にありません。静岡市議会は、これから私たちがつくるわけですけれども、その意味におきまして、分権、自治、個人情報の保護に関する高い見識を持って、ぜひこの条例を静岡市独自のものを皆さんと一緒につくっていきたいということを述べて、質問は終わります。

96○環境局長(田嶋 太君) リニア中央新幹線に関する質問と温暖化対策に関する2点の質問にお答えいたします。

初めに、静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会の開催に関する市の考えについてですが、令和4年6月に国土交通省有識者会議における環境保全に関する議論が開始したばかりであり、今後、関係者へのヒアリングや現地視察などを行い、その上で論点を整理し、本格的な議論へと進んでいくこととなっております。

そのため、本市といたしましては、この会議での今後の議論を注視し、必要に応じて静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会の開催等を検討してまいります。

次に、燃料電池車と電気自動車の普及についてですが、一般的に燃料電池車は大型車両が多く、長距離輸送にも利用されるバスやトラック、電気自動車は一般家庭で街乗りを使用する乗用車など、それぞれに特性があるとされ、いずれも脱炭素社会の実現に寄与するものと認識しております。

一方で、導入促進には価格面に加え、燃料供給や充電設備などのインフラ整備も大きな課題となっております。

このため、これらの適性を最大限生かし、かつ課題の解決に向けた施策も検討し、普及促進を図ってまいります。

最後に、燃料電池車と電気自動車による温室効果ガスの削減効果を運輸部門の削減目標にどう反映させるのかとの御質問ですが、普及促進に向けた施策の検討を踏まえ、現計画を上回る普及台数を目標とすることを目指してまいります。

削減効果については、目標台数から削減量を算定し、運輸部門の目標値に反映させていきます。

97○総務局長(渡辺裕一君) 改正法移行後の個人情報の目的外利用等の可否判断について、審議会の役割はどのようになるのかについてですが、法改正により、これまで本市の情報公開・個人情報保護審議会で審議いただいていたような個別具体的内容は、国の個人情報保護委員会が所管することとなります。

国のガイドラインでは、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、審議会に諮問することができることと示されております。

本市の審議会の役割についても、今後、国の個人情報保護委員会から意見を聴取するなどして検討を進めてまいります。